

自動火災報知設備の **区分鳴動** **直上階鳴動** について - 西日本防災システム

弊社Top Pageへ 

区分鳴動 直上階鳴動について

本来自動火災報知設備の地区音響は、感知器の作動若しくは発信機を押す事により、各警戒区域に設置されている地区音響装置を同時に鳴動させます。

ですが、地階を除く階が5以上で延べ面積が

3,000㎡を超える防火対象物の場合は、音響装置の鳴動を出火階とその直上階とします。

これは非常放送による音声警報でも同様です。

この方式は、いたずらに警報音を鳴動させ、全館に

パニックを招く事を避け、まず第一に出火階と

その危険が逼迫した直上階のみに警報を送出する意味があります。

この鳴動方式を 一斉鳴動に対して

区分鳴動 直上階鳴動 といいます

消防法が改正されています

区分鳴動に設定された防火対象物であっても、次の項目に当てはまる場合は、全館鳴動に移行しなければなりません。

ベル若しくは非常放送を一時停止した後、一定の時間が経過した場合（最大10分）

ベル若しくは非常放送を一時停止した後、他の警戒区域での発報信号を受けた場合

ベル若しくは非常放送を一時停止した後、発信機が押された場合

火災の発生を確認できる信号を受けた場合

全ての鳴動方式に適用されます



模擬火災を想定します

直上階鳴動の設定
右図参照

1 3階 で火災発生

2 3階 4階 でベル若しくは非常放送鳴動

右図の 部分の地区ベル若しくは非常放送が鳴動

3 火災確認のため3階へ

ベルの場合は一時停止中
非常放送の場合は発報放送送出後 待機

こちらの場合も!

4 発報階到着

火災の確認が出来たので 発信機を押すことにより

5 全館鳴動 ベル・非常放送（火災断定放送） 共

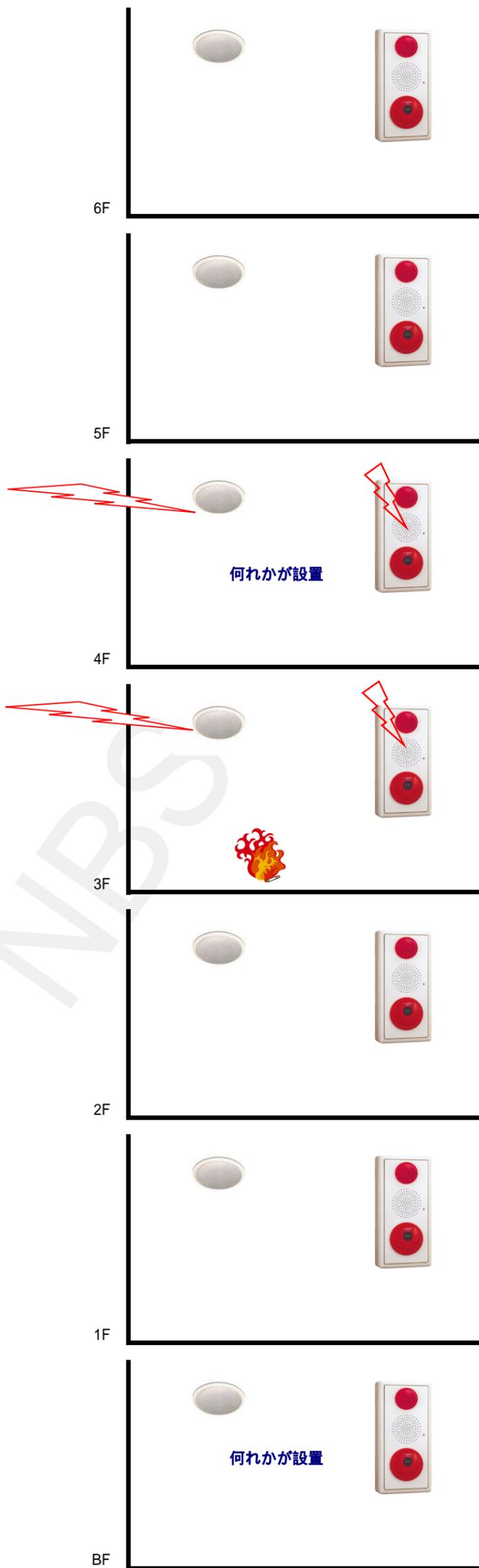
6 火災確認に手間取り機器の操作出来ず設定時間経過 自動移行

消防法では10分以内

7 全館鳴動 ベル・非常放送（火災断定放送） 共



万が一機器の操作が出来なくても、設定時間が経過すれば自動で火災断定（全館鳴動）に移行します



直上階鳴動設定の場合



出火階

機器収納箱

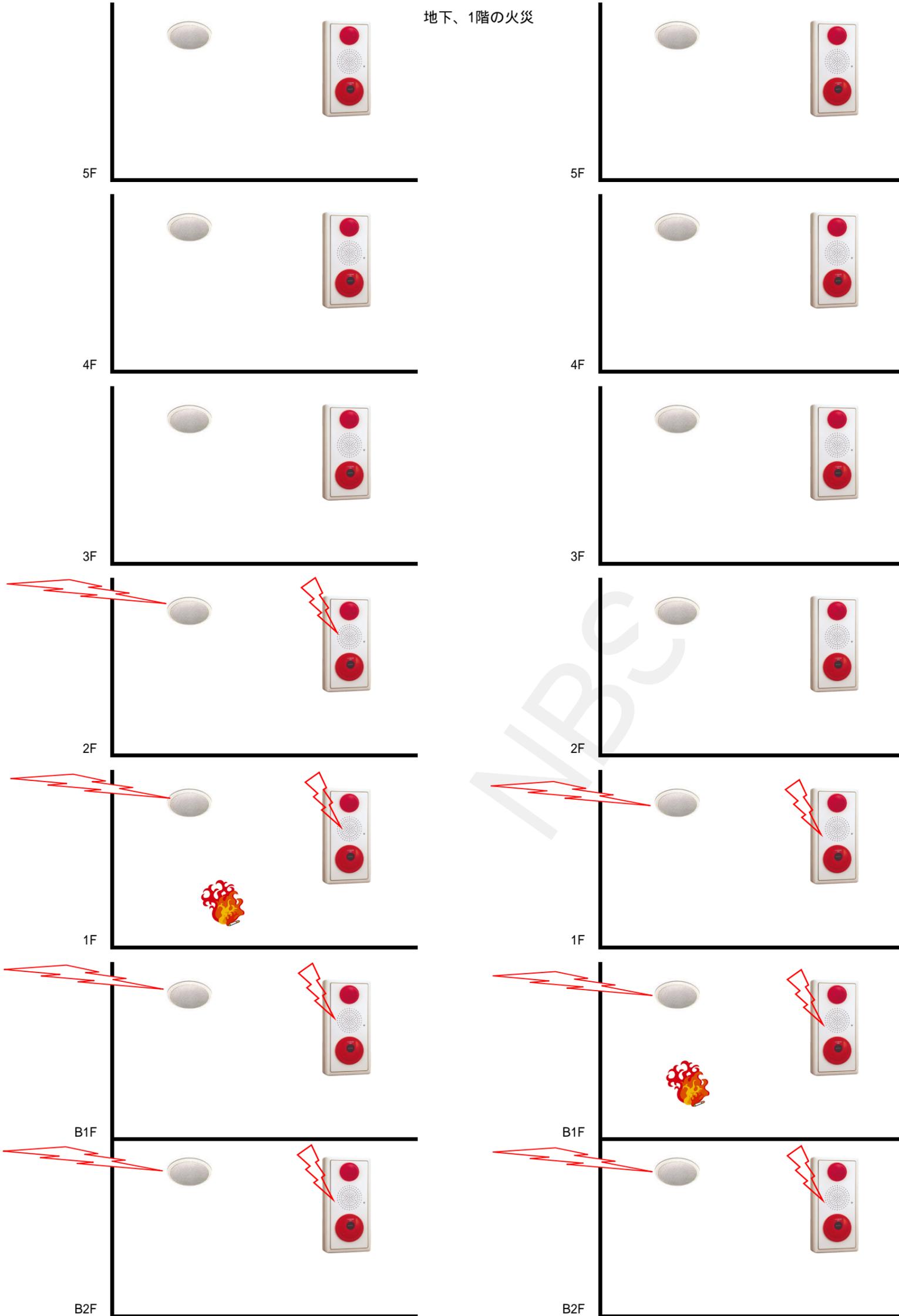
何れかが設置

非常放送

鳴動機器

直上階設定以外の規定

地下、1階の火災



 1 階 で火災発生

 地 階 2 階 でベル若しくは非常放送鳴動
その他の地下階

神戸市では地下2階、地下3階での火災時も1階での鳴動が指導されています

 地下1 階 で火災発生

 1 階 地下2 階 でベル若しくは非常放送鳴動
その他の地下階



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>